

協同組合WBS安心ネットワーク エコマテリアル研究会

～契約時に知って得する下請法～

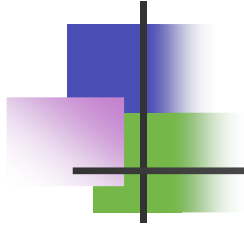


東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
新宿アイランドタワー6階
アイランド新宿法律事務所
弁護士 村松宏樹

1 オープニング



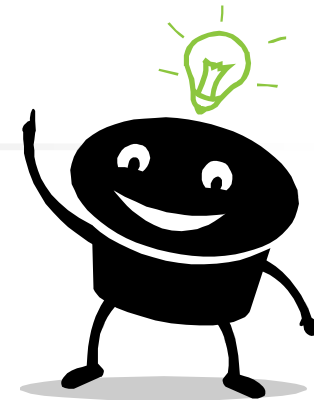
- 1 下請法とは
- 2 下請法が適用される取引
- 3 下請法の規制



1 下請法とは

1 下請法とは(1)

- 正式名称は
- 「**下請代金支払遅延防止法**」
- 目的は
- 「**下請事業者の保護**」





1 下請法とは(2)

- 下請法に違反するとどうなるか
 - ①公正取引委員会からの勧告・指導
 - ②罰金（両罰規定）

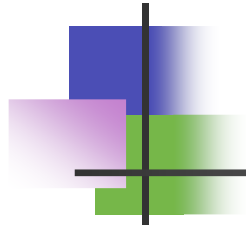




1 下請法とは(3)

- 下請法違反の調査はどうやって行われるか
 - ① 書面調査
 - ② 下請事業者からの申告





2 下請法の適用される取引



2 下請法の適用される取引(1)

- 下請法が適用されるかは・・・
 - ① 資本金の比較
 - ② 取引の内容
- で決まる。



2 下請法の適用される取引(1) 資本金の比較について

以下の3パターンがある。

親事業者

下請事業者

- i 3億円超の会社 → 3億円以下の会社
- ii 5000万円超 → 5000万円以下
- iii 1000万円超 → 1000万円以下



2 下請法の適用される取引(1) 取引の内容

- 下請法の適用される取引は 4 種類
 - ①製造委託
 - ②修理委託
 - ③情報成果物作成委託
 - ④役務提供委託



2 下請法の適用される取引(1) 取引の内容

下請法の適用される取引であるかは、他社に委託したことが...

- ① 自社の商品やサービスの一部が
- ② 自社で現に行っていることが

で決まる



2 下請法の適用される取引

製造委託取引



2 下請法の適用される取引(2) 製造委託取引①

製造委託取引とは

- **第二条** この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

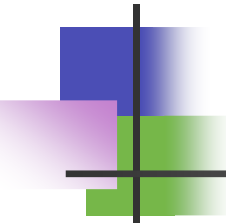


2 下請法の適用される取引(2) 製造委託取引②

製造委託取引とは・・・

- 自社商品として製品を作ったり、売ったり、修理サービスを行っている場合に、
- その原材料や部品、金型の製造を

他の業者に頼むこと



2 下請法の適用される取引(2) 製造委託取引③

製造委託取引の具体例

- ① 家電を製造し、一般消費者や量販店に販売しているメーカーが、その部品の製造を他社に頼む場合
- ② 家電メーカーから部品の製造を頼まれた会社が、更にその製造を他社に頼む場合



2 下請法の適用される取引

修理委託取引



2 下請法の適用される取引(3) 修理委託取引①

修理委託取引とは

- **第二条 2** この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者へ委託することをいう。



2 下請法の適用される取引(3) 修理委託取引②

修理委託取引とは

- 自社商品として修理サービスを提供している場合に
- その修理の全部または一部を

他の業者に頼むこと



2 下請法の適用される取引(3) 修理委託取引③

または

- 自社で製品の修理を行っている場合に
- その修理の一部を

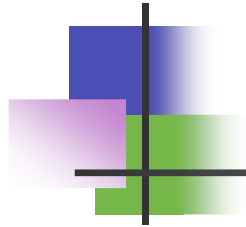
他の業者に頼むこと



2 下請法の適用される取引(3) 修理委託取引④

修理委託取引の具体例

- ① 工作機械の修理を依頼されたメーカーが修理を他社に頼む場合
- ② 自社に修理設備を持つバス会社が、バスの修理の一部を他社に頼む場合



2 下請法の適用される取引

情報成果物作成委託取引



2 下請法の適用される取引(4) 情報成果物作成委託取引①

情報成果物作成委託取引とは

- **第二条 3** この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者
に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の
事業者
に委託することをいう。



2 下請法の適用される取引(4) 情報成果物作成委託取引②

情報成果物とは？

- ソフトウェア、アプリ、設計図、デザインなど



2 下請法の適用される取引(4) 情報成果物作成委託取引③

情報成果物作成委託とは

- 自社商品としてプログラム等を作成、販売している場合や
- 自社でプログラム等を作成している場合に
- その全部または一部を

他の業者に頼むこと



2 下請法の適用される取引(4) 情報成果物作成委託取引④

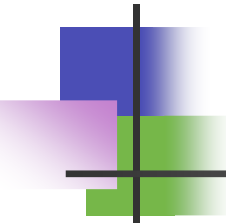
情報成果物作成委託取引の具体例

- ① CMの製作を依頼された会社とその製作の一部を他社に頼む場合
- ② アプリの販売メーカーが他社にそのアプリの製作を頼む場合
- ③ 建築設計会社が自社ビル建築のための設計図の作成を他社に頼む場合



2 下請法の適用される取引


役務提供委託取引



2 下請法の適用される取引(5) 役務提供委託取引①

役務提供委託取引とは

- **第二条** この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。




2 下請法の適用される取引(5) 役務提供委託取引②

役務提供委託取引とは

- 自社商品としてサービスを提供している場合に
- そのサービスの全部又は一部を

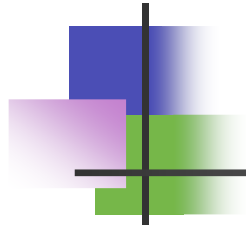
他の業者に頼むこと



2 下請法の適用される取引(5) 役務提供委託取引③

役務提供委託取引の具体例

- ① エレベーターメーカーが保守・点検業務を他社に頼む場合
- ② 旅行代理店がホテルの手配を他社に頼む場合
- ③ 結婚式場が結婚式の司会を他社に頼む場合



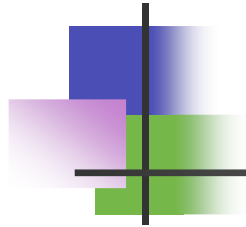
3 下請法の規制



3 下請法の規制(1)

下請法の規制は・・・以下の4段階

- ①取引を始める段階
- ②納品前・代金支払前の段階
- ③納品後の段階
- ④時期を問わないもの



3 下請法の規制

取引を始める段階

3 下請法の規制(2)

取引を始める段階における規制(1)

取引を始める段階で明確にすべきこと

- ① 何を頼んだのか
 - ⇒発注内容は何か
- ② 代金はいくらなのかを協議する
 - ⇒頼む側が一方的に決めることはできない
- ③ 代金はいつ支払われるか
 - ⇒商品が届いた日から60日以内

3 下請法の規制(2)

取引を始める段階における規制(2)

代金を決める際には、「買ったたき」は禁止

- 取引先からのコスト削減要請
- 取引先からの販売促進のための値下げ要請
- 納期の短縮要請

などは要注意！

3 下請法の規制(2)

取引を始める段階における規制(3)

代金の支払時期

商品を受け取ってから60日以内

- 支払時期を定めていないと、受け取った日
- 「月末締め翌々月〇〇日払」は要注意



3 下請法の規制

納品前や代金支払前の段階

3 下請法の規制(3)

納品前・代金支払前の段階の規制(1)

発注内容の変更・やり直しを

- 「**下請事業者**に責任のない理由」で

行わせることは禁止されている。

3 下請法の規制(3)

納品前・代金支払前の段階の規制(2)

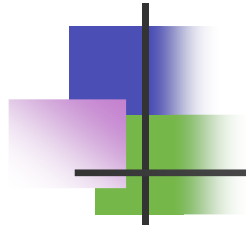
「親事業者に責任があるか」は関係ない

「下請事業者に責任がないか」の問題



- 検査で合格としたが、後で顧客からクレームがあった
- サンプル検査で不良品となった物以外の物

という場合は、下請事業者には責任はない



3 下請法の規制

納品後の段階

3 下請法の規制(4)

納品後の段階の規制(1)

返品・受取拒否・代金減額を

- 「**下請事業者**に責任のない理由」で

行うことは禁止されている。

3 下請法の規制(4)

納品後の段階の規制(2)

返品・受領拒否の注意点

大量発注して不良品があった場合は注意！

検収せずに顧客からクレームがついた場合は注意！

サンプル検査で合格としたロットは全体が返品不可

シーズン物には注意！

3 下請法の規制(4)

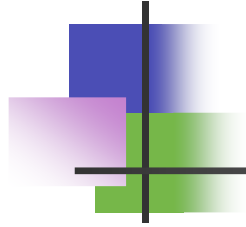
納品後の段階の規制(3)

代金を期日後に支払ったり、減額することはもちろん禁止だが、意図せず遅れることがある。

例えば、支払期日を・・・

- 「検査・検収時」を基準にしている場合
- 「請求書到着時」を基準にしている場合

には要注意！



3 下請法の規制

あらゆる段階

3 下請法の規制(5)

全ての段階での規制(1)

取引段階を問わず、

- ① 物の購入強制や役務提供の強制
- ② 不当な経済上の利益の提供要請

は禁止されている。



3 下請法の規制(5) 全ての段階での規制(2)

物の購入強制と扱われる例

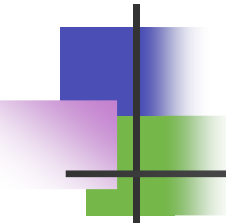
- 購買・外注担当者からの要請
- 目標額・目標数量を定めた要請

3 下請法の規制(5)

全ての段階での規制(3)

不当な経済上の利益の提供要請にあたる例

- 無関係な商品の販促キャンペーンで他社従業員に協力を要請する
- デザインの作成依頼をした際に、没案の知的財産権を無償で譲渡させる
- 量産期間終了後の金型を無償で保管させる



本日の講演は、これで終わりです。
最後まで、お話を聞いていただき、
ありがとうございました。